

## 第2回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、平成29年7月25日、午前9時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第2回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	三田照子	3	三田隆俊
4	藤生正浩	5	森山進平	6	遠藤茂太
7		8	星野雅彦	9	長谷川良光
10	亀田幸雄	11	仙田光男	12	桐生さとみ
13	清水 茂	14	赤坂安一	15	本島一喜

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 蜂須義久、次長 吉澤勇、副主幹 足立純、主査 糸井隆雄、主任 若井武敏

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は14名であります。 7番 河内義昭委員が欠席されております。 本日の議事日程について報告いたします。 日程第1 議事録署名委員の決定について 日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について 日程第3 議案第1号から議案第4号について 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について 以上であります。</p>
議長	<p>ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員14名で定足数に達しておりますので、これより第2回足利市農業委員会を開会いたします。 【午前9時36分 開会】</p>
議長	<p>報告事項について、次長より報告いたさせます。</p>

次長  
議長

【事業概要報告】

次長から報告がありましたが、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長

ないようですので、それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

1番 小山 勉委員、15番 本島一喜委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主査

議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、総括表に基づきましてご報告いたします。

まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が2件、筆数が6筆、面積が1,216㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が22件、筆数が29筆、面積が12,011㎡となっております。

合計いたしまして、件数が24件、筆数が35筆、面積が13,227㎡となっております。

また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから7ページに記載されております。

2ページをお開きください。こちらが農地法第4条の届出になります。1件ごとに一覧表となっております。4条ですので、所有者による転用の届出になります。

続いて3ページをご覧ください。農地法第5条の届出になります。権利の移動を伴う転用の届出になります。

以上、報告とさせていただきます。

議長

ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長

それでは、ないようですので、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹

議案書の8ページをお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

先程の届出につきましては、都市計画法における市街化区域内の農地転用についての報告でございましたが、これから説明いたします農地法第3条、第4条及び第5条の案件につきましては、調整区域内の農地転用の案件でございまして、これらは全て許可制ということでございますので、あらかじめご承知おきいただければと思います。

それでは、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、申請地は、田島町地内の田、面積992㎡です。

譲受理由は、自作地と隣接しているため取得し耕作したいで、譲渡理由は、高齢により離農したいです。契約内容は所有権移転の売買です。

続きまして、議案書の25ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも、適正なものとして判断されております。

調査書につきましては、表の一番左に項目が記載されておまして、それぞれについて判断理由、該当の有無について記載してございます。

続きまして26ページをお開きいただきたいと思います。左側に位置図、右側に公図の写しが載せてございます。

それでは議案書の8ページにお戻り下さい。

続きまして2番、申請地は田島町地内の田、面積1,145㎡です。

譲受理由は、自作地と隣接しているため取得して耕作したいで、譲渡理由は、労力が不足しているため規模縮小したいです。契約内容は所有権移転の売買です。

続きまして、議案書の27ページをご覧ください。2番の調査書となっております。調査書は各項目とも、適正なものとして判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は一括審議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 1番及び2番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

三田照子委員。

2番 三田です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日は平成29年7月14日、金曜日、午前8時30分から、調査班は嶋田委員を班長といたしまして、中井委員、柏瀬委員、湯澤委員、森山会長と私の6名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、2ヶ所の申請地の確認を行ったもので

あります。

申請地は所有権移転・売買の申請であり、申請人の自作地の現地調査については、合計いたしまして17筆あることから、事前に事務局で確認し、適正に耕作及び管理がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきました。

また、申請地を取得後はぶどう畑として利用する計画であり、現在の自作地と隣接している為、利便性が良いことから、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹 先程の3条の説明で漏れていた点がございまして、3条につきましては、農地として使うという、農地のままでの所有権移転で、農地転用ではございませんでしたので、説明に誤りがありまして申し訳ございません。

これからご説明いたします第4条と第5条につきましては、農地転用の案件でございますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

それでは、議案書の9ページをお開き下さい。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、申請地は、県町地内の田、面積247㎡ほか2筆、計419㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備で太陽光パネル97枚を173.21㎡に設置するものです。

申請事由は規模縮小による農地の有効利用と、売電のため太陽光発電設備を設置したいで、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生可能エネルギー条例、こちらにつきましては、太陽光発電設備を規制する、足利独自の条例でございます。本年の4月から施行になっております。これにつきましては、1000㎡に満たないということで、適用外ということになります。農地法については、4-2-2、他に代替える土地の有無、無になります。なお、隣接する池沼23㎡、雑種地54㎡と一体利用の予定でございます。

続きまして、議案書の29ページをご覧ください。1番の調査書となっております。

ます。こちらにも農地転用に係る、いくつかの項目ごとに判断をいただいております。左側上部に農地区分の説明、下に許可基準からみた判断について記載がございます。右側には都市計画法の計画区域内かどうかの判断でございます。足利市の場合、全域が都市計画区域内でございます。区域外はございません。中段は農業振興地域整備計画との関係ということで、記載されております。

ほかに、総合意見、許可相当と認められる場合に付すべき条件欄がございます。

30ページに位置図と公図、31ページに参考までに土地利用計画図、排水計画図が載せてございますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 意見ないようですので、それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹 それでは議案書の10ページをお開きください。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、申請地は、駒場町地内の田、面積128㎡ほか4筆、計2,790㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備で太陽光パネル610枚を998㎡に設置するものです。

申請事由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生可能エネルギー条例協議済み、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

なお、隣接する池沼292㎡と一体利用の予定でございます。

続きまして、議案書33ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。32ページに実情調査報告書、34ページから39ページに添付資料を載せてございますので、ご覧をいただきたいと思っております。

32ページにつきましては、実情調査報告書ということで、調査会の調査班が実情調査を行った結果が記載されてございます。

34ページが位置図、35ページが公図の写し、36ページが土地利用計画

図、全体図、37ページが申請箇所の土地利用計画図、排水計画図となっております。

38ページをご覧ください。こちらが事業計画書でございます。転用行為の必要性、あるいは土地の選定理由、資金計画、他法令の状況などが記載された計画書になります。当日はこれに基づいて、申請人から実情調査を行ったところでございます。

39ページが土地の選定経過書ということで、記載の土地を検討したけれども、申請地以外に条件に当てはまる土地がなかったという経過を記載したものでございます。

それでは議案書の10ページにお戻りください。

続きまして2番、申請地は、大沼田町地内の畑、面積95㎡です。

施設の概要は、駐車場用地です。

申請事由は、隣接する墓地の保持・管理を行っているが、墓参用の駐車場がないため、申請地を譲り受け駐車場として利用したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無でございます。

続きまして、議案書の40ページをご覧ください。2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また位置図と公図が次ページに載せてありますのでご覧ください。

議案書の10ページにお戻りください。

続きまして、3番、申請地は、奥戸町地内の畑、面積382㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備で太陽光パネル152枚を244.72㎡に設置するものです。

申請事由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生可能エネルギー条例適用外、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

続きまして、議案書の45ページをご覧ください。3番の調査書となっております。

調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また46ページに位置図と公図、47ページに参考までに土地利用計画図が載せてありますのでご覧ください。

それでは議案書の11ページをお開きください。

続きまして4番、申請地は板倉町地内の田、現況 宅地、面積342㎡です。

施設の概要は、一般住宅1棟、延べ床面積112.62㎡です。

申請事由は、現在市内の借家に住んでいるが、手狭なため申請地を譲り受け、住宅を建築したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34-11、自己の居住の用に供する専用住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅になります。

続きまして、議案書の48ページをご覧ください。4番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてありますのでご覧ください。

11ページにお戻りください。

続きまして5番、申請地は新宿町地内の畑、面積206㎡です。

施設の概要は、一般住宅1棟、延べ床面積110.34㎡です。

申請事由は、現在市外の借家に住んでいるが、手狭なため申請地を譲り受け、住宅を建築したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34-11、自己の居住の用に供する専用住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。なお、隣接する宅地121.52㎡と一体利用の予定です。

続きまして、議案書の50ページをお開き下さい。5番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてありますのでご覧ください。

議案書11ページにお戻りください。

続きまして6番、申請地は、羽刈町地内の畑、面積375㎡です。

施設の概要は、一般住宅1棟、延べ床面積127.99㎡です。

申請事由は、現在市外の借家に住んでいるが、手狭なため申請地を譲り受け、住宅を建築したいで、契約内容は所有権移転の贈与、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34-14、線引き前親族住宅、これは都市計画法の線引きということで、昭和45年10月1日が線引きということで、それ以前から住んでいる方の親族住宅ということでございます。農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

ちなみに譲渡人と譲受人は叔父と姪になります。

続きまして、議案書の52ページをご覧ください。6番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

それでは議案書の11ページにお戻りください。

続きまして7番、申請地は久保田町地内の畑、面積338㎡ほか1筆、計443㎡です。

施設の概要は、一般住宅1棟、延べ床面積98.63㎡です。

申請事由は、現在市外の借家に住んでいるが、手狭なため申請地を借り受け、住宅を建築したいで、契約内容は使用貸借権の設定、使用貸借権というのは、お金を払う必要のない借地権の事でございます。お金を払う場合は、賃借権という名称になります。農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34-14、線引き前親族住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

ちなみに譲渡人と譲受人は親子になります。

続きまして、議案書の54ページをご覧ください。7番の調査書となっております。

ます。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

議長

以上よろしくご審議をお願いします。

本件は、先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

森山委員。

5番

5番 森山です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の32ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日および調査班は3条許可申請と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備の敷地拡張として利用したいというものです。

転用面積については、最大公称出力164.70キロワットの発電設備を設置しようとして計画し、申請地に発電パネル枚数610枚が設置できる、2,790㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、周辺に障害物がなく日当たりの良いなどの条件の土地を数カ所検討し、条件を満たしている適地が申請地とのことでした。

申請地東側および南側は、既に本申請人が設置した太陽光発電設備のある雑種地、西側は現況 雑種地、北側は山林となります。

発電パネルの設置は、造成を行わず整地のみで、周囲は安全対策としてフェンスを設置する予定です。

雨水対策は敷地内自然浸透とし、除草対策については、年三回程度除草を行うことから、周辺農地等への影響はないものと思われま

す。また、事業費は、土地購入費を含め全て自己資金で賄われることを確認いたしました。

結論として、申請地は、駒場町北西部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のありました本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。



議長 【「異議なし」の声あり】  
異議なしと認め、議案第3号 1番はそのように決定いたしました。  
続いて2番から7番を上程いたします。本件について、意見を求めます。

議長 【意見なし】  
それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】  
異議なしと認め、議案第3号 2番から7番はそのように決定いたしました。  
続いて議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

主査 議案書の12ページをお開き下さい。  
議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。平成29年7月31日公告分であります。  
なお、先日の研修会の中で利用権については申し出の翌々月から効力が発生するという説明をしましたが、締切日が20日から10日に変更になったことに伴い、申し出の翌月から効力を発生させることができるようになりましたので、訂正をさせていただきます。  
それでは、議案書の13ページをご覧ください。今回の議案の総括表となっております。貸借権設定（利用権設定）が、19件で面積34,889.19㎡です。  
続きまして所有権移転が1件で1,205㎡です。  
なお貸借権設定の詳細につきましては、14ページから20ページに記載されております。  
14ページをお開きください。1番の申請内容ですが、藤本町地内の田、農業振興地域内、面積が56㎡ほか7筆、計1,710㎡、権利の種類は賃貸借権、上段が貸付人、下段に借受人が記載されております。それぞれの経営面積、利用目的、賃料、始期、終期が記載されております。  
以下同様の記載となっておりますので、ご確認ください。  
なお、今回の1番から13番までは新規就農の申請も併せて提出されております。一般法人が新規に農業に参入したいというものです。こちらにつきましては、議案書の56ページをお開きください。申請人は市内大月町の一般法人、申請地は藤本町地内の田294㎡ほか56筆、合計23,383.19㎡、申請内容は利用権設定10年間です。申請理由は大麦のビューファイバーという品種を栽培したいというものです。検討します内容は、農地は全て耕作されているか、保有している農機具等はどうか、周辺農地の農業に支障がないかということに加え、一般法人の場合、参入の条件として、解除条件が契約書に記載されているか、地域における適切な役割分担のもとに農業を行うか、業務執行役員又は重要な使用人が1人以上農業に常時従事するかといったところ

も審議いただければと思います。

資料といたしまして、56ページの右側から57ページに営農計画書、58ページから62ページ左側までが法人の定款、63ページが法人登記簿謄本、64ページの左側が法人の収支計画書、64ページの右側が地域調和についての確約書、65ページが法人と契約をする予定の貸し手の一覧表、66ページが位置図になります。67ページが利用権設定申出書、件数が多いので1名分のみとしております。68ページにこちらも1名分のみですが、解除条件のついた賃貸借契約書となっております。3番の項目です。

それでは、議案書の21ページにお戻りください。

所有権移転の売買が1件です。

1番、売買を行う土地は、葉鹿町地内の田、面積は1,205㎡、対価といたしまして、総額500,000円であります。

審議の後、承認をいただきましたら、いずれも7月31日付で公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に賃借権設定の1番から13番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限の規定により、9番 長谷川委員の退席を求めます。

【午前10時28分 退席】

議長

本件は運営委員会で調査しておりますので報告を求めます。

森山運営委員長。

5番

5番 運営委員長の森山です。

新規就農について、運営委員会の実情調査結果を報告いたします。

今回は、利用権設定の申出に伴い、別添の申請資料にもとづきまして、申請人出席のもと実情調査を行いました。

調査年月日は、平成29年7月14日、金曜日、午後1時30分から、運営委員6名と三役3名の計9名で調査を行いました。

申請内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、申請人からの実情調査で、申請人は市内で大麦を加工した製菓会社を営んでいるが、原料となる大麦がまだまだ不足しており、自社ブランドを高めるために、直営での大麦栽培を計画したとのことでした。

今回、藤本町の耕作放棄地を57筆、合計約2.3ヘクタールを借り受け、大麦のビューファイバーという品種を栽培するとのことでした。また農作業は、取締役を迎えた市内の農業法人に委託する計画であり、近隣の農家にも協力いただく予定であるなどの話を聞くことができました。

また、営農を行う諸条件がすでに整い、同社の営農への強い意欲があることを確認いたしました。

結果として、運営委員会といたしましては新規就農を承認したいと考えて

おります。

以上で、報告を終わります。

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第4号 賃借権設定の1番から13番はそのように決定いたしました。

ここで関連議案の審議が終了しましたので、長谷川委員の出席を求めます。

【午前10時31分 出席】

議長 続いて、賃借権設定の14番から19番及び所有権移転を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第4号 賃借権設定の14番から19番及び所有権移転はそのように決定いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

なお、議案末尾に事前協議申請の処理経過及び農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第2回足利市農業委員会を閉会いたします。

【午前10時33分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年8月25日

足利市農業委員会

1番委員

15番委員